

保護者 殿

甲斐市立敷島中学校  
校長 中満 一幸

### インフルエンザによる出席停止について

学校保健安全法により、インフルエンザにかかった場合は出席停止の措置がとられます。この措置はお子さまが十分休養して早く病気を治すためと、他の子どもたちへの感染を防ぐためのものです。

出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となります。発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状が始まった日となりますので、病院受診時に医師に確認してください。

登校する際は、ご家庭で下記に必要な事項を記入していただき、担任に必ず提出していただきますようお願いいたします。インフルエンザに限っては、再度医療機関を受診し、証明をいただく必要はありません。

・・・・・・・・・・・・・・・・切・・・・・・・・取・・・・・・・・線・・・・・・・・・・・・・・・・

## インフルエンザ報告書

- 下の表に、日付を記入してください。
- 毎日体温を記入し、解熱した日に○をつけてください。
- 解熱した日と表の①～⑤を照らし合わせて、登校可能日を確認してください。

|                      | 発症日 | 発症後 |        |        |        |        |        |        |       |
|----------------------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|                      | 0日目 | 1日目 | 2日目    | 3日目    | 4日目    | 5日目    | 6日目    | 7日目    | 8日目   |
| 月日                   | 月 日 | 月 日 | 月 日    | 月 日    | 月 日    | 月 日    | 月 日    | 月 日    | 月 日   |
| 体温                   | ℃   | ℃   | ℃      | ℃      | ℃      | ℃      | ℃      | ℃      | ℃     |
| 解熱した日に○              |     |     |        |        |        |        |        |        |       |
| ①発症後1日目に解熱した場合（最低基準） | 発熱  | 解熱  | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | 発症後4日目 | 発症後5日目 | 登校可能○  |        |       |
| ②発症後2日目に解熱した場合       | 発熱  | 発熱  | 解熱     | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | 発症後5日目 | 登校可能○  |        |       |
| ③発症後3日目に解熱した場合       | 発熱  | 発熱  | 発熱     | 解熱     | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | 登校可能○  |        |       |
| ④発症後4日目に解熱した場合       | 発熱  | 発熱  | 発熱     | 発熱     | 解熱     | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | 登校可能○  |       |
| ⑤発症後5日目に解熱した場合       | 発熱  | 発熱  | 発熱     | 発熱     | 発熱     | 解熱     | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | 登校可能○ |

|             |             |
|-------------|-------------|
| インフルエンザ（ ）型 | 診断を受けた医療機関名 |
|-------------|-------------|

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過し、  
体調も良好のため、令和 年 月 日より登校します。

年 組 氏名 保護者氏名 印